

関西産学官連携人材育成研究会の会則

第1条（名称）

本会は、関西産学官連携人材育成研究会という。英文は下記のとおりである。

Kansai **C**ollaboration between Academia and Industries for **H**uman
Resource **D**evelopment (KC-HRD)

第2条（目的）

異業種技術系の人を中心に集まり、話題提供者の話聞くこと、異業種の施設を見学することなどで情報交換を行い、人材育成を考える。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の所属する機関の施設、会社の工場などを見学する。原則的に見学を受ける機関を幹事とし、そこに所属する会員が世話役となる。
- (2) 会員が講師となるかあるいは会員が紹介した外部の講師によるプレゼンテーションあるいは講演会を行う。

第4条（会員の選任）

会員は下記のいずれかに該当し、会員の推薦により幹事長の承認を得るものとする。

- (1) 会社、大学、官公庁に所属し、技術系の人を基本とする。
- (2) 上記1の経験者で現在退職している人も含む。

第5条（役員）

本会の事業推進のために次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 幹事 2名から5名

第6条（幹事長ならびに幹事の任務）

幹事長は、本会を統轄する。幹事は、幹事長の指示を受けて実質的な研究会を運営する。

第7条（幹事長ならびに幹事の選任および任期）

- （1） 幹事長は、会員が推薦して会員の過半数以上の賛成により選任される。幹事は、原則的に各機関の持ち回りとする。
- （2） 幹事長ならびに幹事の任期は、2年とする。ただし、再任はこれを妨げない。幹事長と幹事の交代は、事業内容伝承のため同時に行わない。

第8条（顧問）

本研究会のレベル向上のため、顧問を置くことができる。

第9条（総会）

研究会開催のときに幹事長の招集により総会を行う。原則として年1回行う。

第10条（幹事会）

研究会の具体的施策のため幹事会を開くことができる。幹事会メンバーは、幹事長、幹事ならびに必要に応じて幹事長が指名した会員とする。

第11条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

第12条（退会）

会員で、本会の目的にそわないと認められる者が出た場合、あるいは会員本人が退会を希望した場合、幹事長の承認をもって退会させることができる。

第13条（会則の改廃）

本会則の改廃は、総会の義を経て、会員の過半数の賛成により決定される。

第14条（会則の実施）

この会則は、2012年10月12日より実施する。

付記 1. 2012年10月12日制定